

正 誤

平成二十九年十月十七日付け徳島県報第四千二百二十三号徳島県公安委員会規則第九号
中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
一	三十一	☐ 国籍・本籍	☐ 国籍・本籍（都道府県の み）
二	三十九	☐ 国籍・本籍	☐ 国籍・本籍（都道府県の み）